

愛知県陶磁美術館広報動画作成及び発信業務 仕様書

1 目的

愛知県陶磁美術館は非常に優れたコレクションを多数有している。また、陶芸体験施設を備えており、一般的な陶芸体験に加え様々なプログラムを開催している。同館はコレクション展を毎年継続的に開催して県民に鑑賞機会を提供し、また、個人から団体までの様々な規模の利用者に対応できる陶芸体験を提供しているものの、大きな集客には結びついておらず、県民の美術に対する関心・要求に十分に答えることができていない状況である。2024 年 4 月に公表された「愛知県文化施設活性化基本計画」においても、「今あるポテンシャルを広告・イベント等により、多くの人に認知してもらう」ことや、「コレクションの有効活用等により来館者の裾野拡大を図る」ことが重要であるとしていることから、当館が地方独立行政法人化後に更なる魅力向上・誘客を実現するため、コレクションおよび陶芸体験の広報を強化していく必要がある。

2 業務内容

愛知県陶磁美術館の優れたコレクションと陶芸体験の魅力を引き出しわかりやすく発信する動画を制作する。動画には、学芸員並びに陶芸指導員の有する知見やワークショップのノウハウ、当館の設備や敷地の魅力などを盛り込むことが望ましい。制作した動画は、地下鉄駅広告と Youtube 広告にそれぞれ出稿及び配信する。

(1) 動画制作

制作する内容は以下のとおり。

① 3～10 分程度の当館事業紹介動画

愛知県陶磁美術館のコレクションと陶芸体験の魅力を引き出し、視聴者に分かりやすく伝えるものとする。陶芸体験においては、一般利用者が陶芸体験に訪れた時の流れや完成作品などを視聴者が把握できるものが望ましい。所蔵品の産地や年代、陶磁史上の位置づけなど、専門性の高い情報は担当学芸員から提供を受け、美術館としての発信の質を保つものとする。

動画の長さは 3～10 分程度を想定しているが、内容によってはこの通りではない。

所蔵品の画像は当館所有のデジタルデータを提供可能だが、演出を加えた新規撮影等にも対応可能。ただし所蔵品は学芸員のみが取り扱うこととし、また、契約後の所蔵品の選定や演出の仕様、方法等については担当学芸員と協議の上決定する。

② 15 秒程度の広告媒体配信用動画

①の動画への誘導あるいは、視聴者へ来館を促す 15 秒程度（(2) の広告枠に合わせた長さ）の動画を制作する。

(2) 出稿及び配信

(1) で制作した動画を SNS に掲載し、広告媒体へ出稿する。

① 当館公式 Youtube への掲載

「(1) -① 3～10 分程度の当館事業紹介動画」は、当館公式 Youtube へ掲載する。2026 年 3 月 27 日（金）までに掲載開始するものとするが、②の出稿時期を鑑みて最も適切な日時を設定すること。

② 地下鉄駅デジタルサイネージ広告へ出稿

「(1) -② 15 秒程度の広告媒体配信用動画」は、名古屋駅・栄駅の各駅スクエアビジョンへ 1 週間程度出稿。放映時間は 15 秒。出稿時期は 2026 年 3 月 27 日（金）までとするが、広告枠の残数等によって広報効果が著しく低くなる枠への出稿をせざるを得ないなどの事態となった場合は、この通りではない。

③ Youtube 広告へ出稿

「(1) -② 15 秒程度の広告媒体配信用動画」は、動画の始めや途中に表示される「インストリーム広告（スキップ可能）」を行う。750 回/日×30 日を配信回数および配信期間の基準とする。出稿時期は 2026 年 3 月 27 日（金）までとする。

3 打ち合わせ（定期ミーティング）

受託者は、業務の遂行のため、当館担当者と月 1 回程度の定期的な打合せを行うものとする。打合せの場所は、原則愛知県内とし、オンラインによることも可とする。

4 成果物

成果物は以下のとおりとする。

- ① 制作物（2-（1）で作成した動画）
- ② 業務完了報告書

成果物は、電子データにより本業務終了後速やかに提出すること。

5 履行期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 27 日（金）まで

6 完了報告及び支払

受託者は、本業務が完了した時、業務完了報告書をもって作業の完了を届け出ること。

県は、業務完了報告書を審査完了した後、請求書を収受して、代価を一括で支払うものとする。

7 留意事項

- （1）本業務の実施にあたっては、事前に県と十分に協議を行うこと。また、契約期間中は、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置くこと。
- （2）業務全般において、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害し

たときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者とが協議して決定するものとする。
- (6) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約先候補者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。